



技術をかさねて  
未来をつくる

# 第50回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2025年9月18日（木曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

## 場所

横濱ゲートタワー17階 当社セミナールーム

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号

## 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

議決権行使期限（書面またはインターネット）

2025年9月17日（水曜日）午後5時40分



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4826/>



株式会社 CIJ

証券コード：4826

# 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年9月18日（木曜日）に第50回定時株主総会を開催いたします。  
ここに招集のご通知を申し上げます。

第50期の事業報告及び第50回の定時株主総会の議案を掲載しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

坂元 昭彦



## ■ 企業理念

### 情報技術で人と社会にやさしい未来を創造します

私たちCIJは、

- 誰にでも使える利便性の高いシステムや製品を提供します
- 暮らしやすい未来社会の実現に貢献することを追求します

## ■ 経営理念

- (1) 情報技術でお客様の発展に貢献します
- (2) 世界に認められる技術や魅力ある製品の開発を目指します
- (3) 環境の変化を先取りし、進化し成長します
- (4) 社員の能力発現や自己実現への挑戦を支援します
- (5) 効率的で透明性の高い経営に努めます

証券コード 4826  
2025年9月2日  
(電子提供措置の開始日 2025年8月27日)

株主の皆様へ

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号

株式会社 **CIJ**

代表取締役社長 坂元昭彦

## 第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第50回定時株主総会」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.cij.co.jp/ir/stock-information/stock-meeting/>



電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名「CIJ」または証券コード「4826」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次のいずれかの方法により、2025年9月17日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

#### 【書面（郵送）による議決権の行使】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 【インターネットによる議決権の行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」（7頁）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年9月18日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号 <b>横濱ゲートタワー17階 当社セミナールーム</b> （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第50期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第50期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 定款一部変更の件                  第2号議案 取締役8名選任の件</p>

以上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
  1. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  2. 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



招集ご通知の主要なコンテンツが、  
スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURLまたはQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/4826/>



1

### 招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2

### インターネットによる議決権行使が身近に

インターネット議決権行使サイトに直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3

### マルチデバイスに対応

株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、タブレット、パソコンからご覧いただけます。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



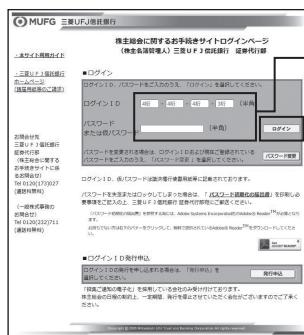
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

※ウェブサイトの保守・点検のための取扱  
休止時間：午前2時30分～午前4時30分

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

【機関投資家のみなさまへ】当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

剰余金の配当基準日について、期末配当の基準日に加え、毎年12月31日を中間配当の基準日として設定するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当の基準日) 第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 ② <u>当社は基準日を定めて中間配当を行うことができる。</u> ③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 ② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> ③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますため、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況 (2025年度)
1	<b>再任</b> さかもと あきひこ 坂元 昭彦 <b>男性</b>	代表取締役社長・社長執行役員	100% (16回/16回)
2	<b>再任</b> いばらき のぶやす 茨木 暢靖 <b>男性</b>	取締役・常務執行役員 ADM本部長 兼 高度技術長	93.8% (15回/16回)
3	<b>再任</b> かわかみ あつし 川上 淳 <b>男性</b>	取締役・常務執行役員 営業統括本部長 兼 グローバルビジネス・デジタル ソリューションR&D推進本部長	100% (16回/16回)
4	<b>再任</b> くぼ しげなり 久保 重成 <b>男性</b>	取締役・上席執行役員 デジタルイノベーションビジネス事 業部長	100% (16回/16回)
5	<b>再任</b> しらす ひでひろ 白須 英大 <b>男性</b>	取締役・執行役員 経営戦略本部長	100% (12回/12回)
6	<b>再任</b> かわしま ゆうじ 川島 祐治 <b>社外</b> <b>独立</b> <b>男性</b>	社外取締役	100% (16回/16回)
7	<b>再任</b> とうだ のぶゆき 任田 信行 <b>社外</b> <b>独立</b> <b>男性</b>	社外取締役	100% (16回/16回)
8	<b>再任</b> はなかわ のりこ 花川 典子 <b>社外</b> <b>独立</b> <b>女性</b>	社外取締役	100% (16回/16回)

**再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 各氏の取締役会への出席回数は、在任期間中の開催回数に基づきます。

候補者番号

1

さかもと あきひこ  
坂元 昭彦

男性

(1964年2月1日生)

再任

所有する当社株式の数…………… 294,996株

## 【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

- 1988年5月 当社入社  
 2006年7月 当社ワイドビジネス事業部ワイドビジネス営業部長  
 2010年7月 当社執行役員経営企画部長  
 2011年9月 当社取締役・執行役員S Iビジネス事業部長  
 2014年7月 当社取締役・上席執行役員S Iビジネス事業部長  
 2016年7月 当社取締役・常務執行役員営業本部長  
**2017年8月 株式会社カスタネット代表取締役社長（現在に至る）**  
 2018年9月 当社代表取締役社長・社長執行役員営業本部長  
**2019年7月 当社代表取締役社長・社長執行役員（現在に至る）**

## 取締役候補者とした理由

坂元昭彦氏は、長年にわたり当社の事業部門、営業部門及び経営企画部門の要職を経て、当社の代表取締役社長を7年間務めており、当社事業及び経営管理全般における豊富な業務経験と高い見識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社グループの経営全般を統括し、持続的な成長に向けた変革を牽引するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

いばら き のぶ やす  
茨木 暢 靖

男性

再任

(1960年2月4日生)

所有する当社株式の数…………… 175,908株

#### 【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

- 1987年4月 当社入社
- 2006年7月 当社S Iビジネス事業部長
- 2007年7月 当社執行役員S Iビジネス事業部長
- 2009年9月 当社取締役・執行役員S Iビジネス事業部長
- 2016年7月 当社上席執行役員事業推進本部長
- 2017年9月 当社取締役・上席執行役員事業推進本部長
- 2021年7月 当社取締役・常務執行役員ADM本部長
- 2025年7月 当社取締役・常務執行役員ADM本部長 兼 高度技術長（現在に至る）

#### 取締役候補者とした理由

茨木暢靖氏は、長年にわたり当社の事業部門の要職を務めたほか、管理部門であるADM本部及び事業推進部門において要職を務めており、当社グループ事業における豊富な業務経験と高い見識及び事業推進分野における高度な専門知識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社グループの更なる成長に向けたビジネスモデル変革や事業の効率化を推進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

かわ かみ あつし  
川上 淳

男性

(1970年9月12日生)

再任

所有する当社株式の数…………… 84,044株

## 【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

- 2000年3月 当社入社  
 2011年7月 当社S Iビジネス事業部金融ソリューション部長  
 2016年7月 当社執行役員金融ビジネス事業部長  
 2018年9月 当社取締役・執行役員金融ビジネス事業部長  
 2019年7月 当社取締役・常務執行役員営業本部長  
 2020年9月 株式会社C I Jネクスト代表取締役社長  
 2024年7月 当社取締役・常務執行役員営業統括本部長  
 兼 グローバルビジネス・デジタルソリューションR & D推進本部長（現在に至る）  
 2024年9月 株式会社C I Jネクスト代表取締役会長（現在に至る）

## 取締役候補者とした理由

川上淳氏は、当社の事業部門の要職を務めたほか、当社の営業統括である営業部門の要職を務め、当社事業における経験と実績及び高い見識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社グループの更なる成長に向けた各社の連携強化によるグループシナジーの増大をより一層推進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

く ぼ し げ な り  
久保 重成

男性

再任

(1964年5月8日生)

所有する当社株式の数…………… 90,530株

#### 【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

- 1989年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社入社
- 2010年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データリージョナルビジネス事業本部  
e-コミュニティ事業部第二システム統括部長
- 2013年7月 同社第一公共事業本部第二公共事業部第二システム統括部長
- 2019年9月 当社取締役・執行役員ワイドビジネス事業部長
- 2020年7月 当社取締役・上席執行役員プライムビジネス事業部長
- 2021年7月 当社取締役・上席執行役員営業統括本部長
- 2024年7月 当社取締役・上席執行役員デジタルイノベーションビジネス事業部長（現在に至る）

#### 取締役候補者とした理由

久保重成氏は、当社と同業界の企業における事業部門の要職を経て当社の事業部門の要職を務めており、当社事業における豊富な業務経験と高い見識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社グループの更なる成長に向けた新規事業の開拓や事業の効率化を推進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

しらす ひでひろ  
白須 英大

男性

(1978年11月23日生) 所有する当社株式の数…………… 17,890株

再任

## 【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

- 2001年 4月 当社入社  
 2014年 7月 当社 S I ビジネス事業部通信・組込ソリューション部長  
 2021年 7月 当社執行役員ADM本部副本部長  
 2023年 7月 当社執行役員経営戦略本部長  
 2023年 8月 株式会社 i - B R I D G E 代表取締役社長（現在に至る）  
 2024年 9月 当社取締役・執行役員経営戦略本部長（現在に至る）

## 取締役候補者とした理由

白須英大氏は、当社の事業部門の要職を務めたほか、管理部門であるADM本部及び経営戦略本部において要職を務めており、当社グループ事業における豊富な業務経験と高い見識及び経営管理全般における知識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社グループの更なる成長に向けたビジネスモデル変革や事業の効率化を推進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者としたしました。

候補者番号

6

かわしま

川島

ゆうじ

祐治

男性

(1956年3月4日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数…………… 12,800株

#### 【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

- 1979年4月 日本電信電話公社入社
- 2007年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ執行役員・第二公共システム事業本部長
- 2012年6月 同社常務執行役員・リージョナルビジネス事業本部長
- 2014年6月 株式会社N T Tデータアイ代表取締役社長
- 2017年6月 株式会社N T Tデータ経営研究所代表取締役社長
- 2021年9月 当社社外取締役（現在に至る）**
- 2022年4月 株式会社システムコーディネイト取締役社長
- 2025年7月 株式会社システムコーディネイト代表取締役社長（現在に至る）**

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

川島祐治氏は、当社と同業界の企業の要職及び経営を経て、当社事業に関する高い見識及び経営者としての豊富な経験と実績を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社の業務執行の監督を行うに適任であると判断しております。また、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の高い経営の実現に寄与することを期待し、社外取締役候補者といいたしました。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって4年であります。

候補者番号

7

とう だ のぶ ゆき  
任 田 信 行

男性

(1957年7月7日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 ..... 7,700株

## 【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

- 1980年4月 株式会社日立製作所入社  
 2006年4月 同社情報・通信グループ公共システム事業部全国公共システム本部長  
 2010年4月 同社情報・通信システム社公共システム事業部長  
 2010年4月 北京日立北工大情報システム有限公司董事長  
 2013年4月 株式会社日立ソリューションズ執行役員社会・公共システム事業本部公共システム事業部長  
 2015年4月 日立アイ・エヌ・エス・ソフトウェア株式会社代表取締役社長  
 2018年4月 株式会社日立社会情報サービス代表取締役社長  
 2022年9月 当社社外取締役（現在に至る）

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

任田信行氏は、当社と同業界の企業の要職及び経営を経て、当社事業に関する高い見識及び経営者としての豊富な経験と実績を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社の業務執行の監督を行うに適任であると判断しております。また、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたいご意見をいただくことで、より透明性の高い経営の実現に寄与することを期待し、社外取締役候補者いたしました。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって3年であります。

候補者番号

8

はな かわ のり こ  
花川 典子 (1961年8月21日生)

女性

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 …………… 1,900株

#### 【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

- 1984年 4月 当社入社
- 2000年 3月 博士（工学）（奈良先端科学技術大学院大学）取得
- 2000年 4月 株式会社日立製作所入社
- 2004年 4月 阪南大学経営情報学部企業情報研究科准教授
- 2005年 4月 同大学情報センター長
- 2006年 4月 同大学経営情報学部企業情報研究科教授
- 2023年 9月 当社社外取締役（現在に至る）
- 2024年 4月 阪南大学総合情報学部企業情報研究科教授（現在に至る）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

花川典子氏は、当社事業に関する高い見識と知見を有しております。  
当社は、同氏がこれらから見識と知見を活かして、当社の業務執行の監督を行うに適任であると判断しております。また、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の高い経営の実現に寄与することを期待し、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

同氏は会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年であります。

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 川島祐治氏、任田信行氏及び花川典子氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 当社は、川島祐治氏、任田信行氏及び花川典子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員として指定する予定であります。
  4. 当社は、当社定款に基づき、川島祐治氏、任田信行氏及び花川典子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、各氏の再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
  5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けとることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

## (ご参考) 第2号議案をご承認いただいた場合の取締役会体制

当社の取締役が有している能力・経験は次のとおりであります。

氏名	当社における地位	独立役員	能力及び経験							
			企業経営	IT開発・R&D	営業・マーケティング	人事・労務・人材開発	経営管理 (ESG含む)	財務会計	法務・リスクマネジメント	グローバル経験
坂元 昭彦	代表取締役社長 社長執行役員		●	●	●	●	●		●	●
茨木 暢靖	取締役 常務執行役員			●		●	●	●		●
川上 淳	取締役 常務執行役員		●	●	●	●	●		●	●
久保 重成	取締役 上席執行役員			●	●				●	●
白須 英大	取締役 執行役員		●	●		●	●		●	●
川島 祐治	社外取締役	●	●	●	●		●			●
任田 信行	社外取締役	●	●	●	●		●			●
花川 典子	社外取締役	●		●			●			

- (注) 1. 上記一覧表は、取締役の有するすべての知見を表すものではありません。  
2. 代表取締役は本株主総会終了後の取締役会において選定されます。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）におけるわが国経済は、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れや地政学的リスク、米国の通商政策、金融資本市場の変動等による影響がありましたが、国内での雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって景気は緩やかに回復の動きが続きました。

情報サービス産業におきましては、デジタル化の急速な進展を背景に生成AIをはじめとするICTに関わる様々なテクノロジーの活用が求められており、企業の競争力強化等を目的としたIT投資は堅調に推移しております。

このような経営環境の下で当社グループは、2025年6月期から2027年6月期の3カ年にわたる中期経営計画「Become the strategic partner with IT（通称：BEIT50）」を策定し、企業活動を推進しております。本計画では、お客様固有の課題に対して戦略を立案してアプローチを行い、IT企業、一般法人、公共事業など多岐にわたるお客様それぞれに特化したパートナーシップを発揮することで、持続的な成長を目指してまいります。

経営方針に基づいて取り組みを推進し、当連結会計年度における主な活動・成果は以下のとおりであります。

#### ①事業環境の変化に適応し、新領域へ挑戦

- ・エネルギー分野の事業拡大を図るため、電力会社向けのシステム開発に豊富な取引実績を有する「株式会社アドバンスソフト」を2024年10月31日に連結子会社化しました。
- ・生成AIを用いた応用研究により新規の生成AIサービスである「AI総務（当社の会社規程を知識ベースとしたチャットボット）」、「AIエンジニア（画面、設計書のイメージ等からソースコードを自動生成するシステム）」を開発し、社内運用を開始しました。

#### ②特化型SEの育成推進

- ・DX推進に不可欠であるデータ利活用、AI技術等のスペシャリスト育成プログラムを継続して実施しました。

#### ③サステナビリティ経営の推進

- ・ESG・環境影響を評価開示するプラットフォームであるEcoVadis、CDP（カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）への回答を通じて、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に準拠した情報開示と気候変動対策についての取り組みを継続して実施しました。
- ・持続的な成長へ向けた取り組みを財務と非財務の両面からステークホルダーの皆様に分かりやすくお伝えるために、統合報告書「CIJ REPORT 2024」を公開しました。
- ・健康経営の更なる促進として、社員向けに不妊治療と仕事の両立を支援するソリューションを導入しました。
- ・近年増加しているランサムウェア等による企業を標的としたサイバー攻撃への対応措置として、経営層及び情報システム部門の社員に対して研修プログラムを実施しました。

当連結会計年度の連結業績につきましては、予定していた案件の一部が延伸・失注したものの、製造分野、エネルギー分野の受注が堅調に推移したこと、及び株式会社アドバンスソフトがグループ入りしたこと等により、売上高は268億99百万円（前期比11億66百万円増 4.5%増）となりました。営業利益と経常利益は、当初計画のとおり給与水準の引き上げや社員の待遇改善などによる人的投資が増加したが、売上高の増収や一部連結子会社の収益改善に伴い計画どおりに推移し、営業利益は21億70百万円（前期比2億5百万円増 10.5%増）、経常利益は22億4百万円（前期比2億10百万円増 10.6%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は営業利益、経常利益の増加に加え、前期に計上した減損損失（3億3百万円）が当期は発生していないこと、及び賃上げ促進税制の適用等により法人税、住民税及び事業税が想定以上に減少したことにより、14億95百万円（前期比5億47百万円増 57.7%増）となりました。

## 当期の業績

売上高	<b>268.9</b> 億円	(前期比 <b>4.5%増</b> )	営業利益	<b>21.7</b> 億円	(前期比 <b>10.5%増</b> )
経常利益	<b>22.0</b> 億円	(前期比 <b>10.6%増</b> )	親会社株主に帰属する当期純利益	<b>14.9</b> 億円	(前期比 <b>57.7%増</b> )

当社グループの単一セグメントであります「システム開発及びシステム開発に関連するサービス(システム開発等)」の売上品目別の業績概況は、次のとおりであります。

### ①システム開発

製造分野、エネルギー分野の受注が堅調に推移したこと、及び株式会社アドバンスソフトがグループ入りしたこと等により、増収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は233億円（前期比3.4%増）となりました。

### ②コンサルテーション及び調査研究

情報・通信分野の受注が堅調に推移したこと、及び昨年来より注力してきたデジタルエンジニア育成プロジェクトが輩出したAIエンジニアを生成AI案件に活用したこと等により、増収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は10億33百万円（前期比2.8%増）となりました。

### ③システム／パッケージ・インテグレーション・サービス

自治体向け福祉総合システムの標準化に伴う支援案件等の受注が堅調に推移し、増収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は8億58百万円（前期比15.0%増）となりました。

### ④その他

公共分野における運用保守案件等の受注が堅調に推移し、増収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は17億7百万円（前期比17.7%増）となりました。

## (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は45百万円で、その主なものは、自社利用ソフトウェアへの設備投資であります。

## (4) 財産及び損益の状況

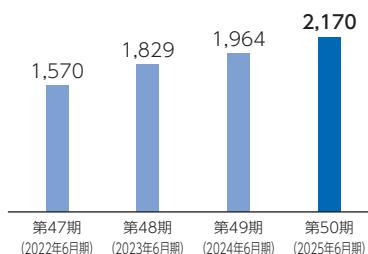
区 分	第47期 2021.7.1～ 2022.6.30	第48期 2022.7.1～ 2023.6.30	第49期 2023.7.1～ 2024.6.30	第50期 2024.7.1～ 2025.6.30 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	21,467	22,859	25,733	26,899
営業利益 (百万円)	1,570	1,829	1,964	2,170
経常利益 (百万円)	1,598	1,839	1,993	2,204
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	971	1,142	948	1,495
1株当たり当期純利益 (円)	16.39	19.51	16.35	26.10
総資産 (百万円)	16,680	17,775	18,497	18,676
純資産 (百万円)	13,740	14,139	14,509	14,516

- (注) 1. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っており、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、2024年4月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

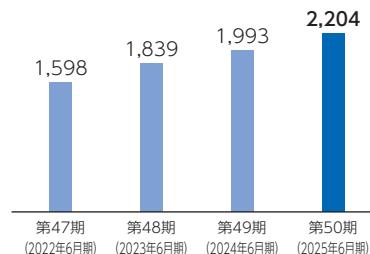
## 売上高 (単位：百万円)



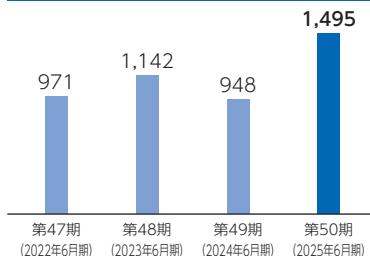
## 営業利益 (単位：百万円)



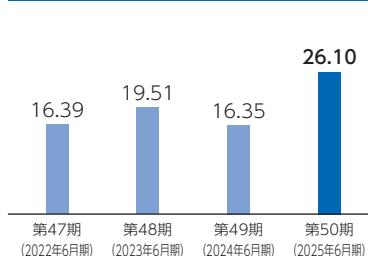
## 経常利益 (単位：百万円)



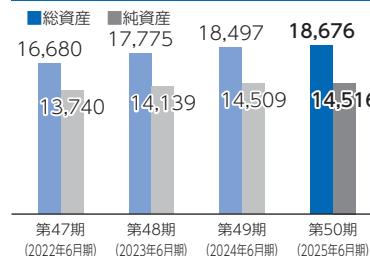
## 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



## 1株当たり当期純利益 (単位：円)



## 総資産／純資産 (単位：百万円)



## (5) 中期経営計画の状況

### 【中期経営計画の概要】

当社グループは、2025年6月期から2027年6月期までの3年にわたる中期経営計画「BEIT50」において、2025年6月期を基準に売上高を毎年15億円増、営業利益を毎年1.5億円増とし、最終年度である2027年6月期に売上高300億円、営業利益23.5億円を達成する目標としておりました。

(中期経営計画：当初計画)

	2025年6月期	2026年6月期	2027年6月期
	計画	計画	計画
売上高	270億円	285億円	300億円
営業利益	20.5億円	22億円	23.5億円
営業利益率	7.6%	7.7%	7.8%

### 【中期経営計画の進捗】

初年度にあたる2025年6月期におきましては、売上高は製造分野、エネルギー分野の受注が堅調に推移したこと、及び株式会社アドバンスソフトがグループ入りしたこと等により前期比では成長いたしました。予定していた案件の一部が延伸・失注したことにより目標を若干下回りました。営業利益は当初計画のとおり給与水準の引き上げや社員の待遇改善などによる人的投資が増加しましたが、一部連結子会社の収益が計画以上であったこと、及びアドバンスソフトがグループ入りしたことにより目標を上回りました。

### 【次年度（2026年6月期）以降の計画について】

初年度において営業利益は目標を上回る21.7億円を達成したこと、及びアドバンスソフトが連結業績に今後寄与することとなるため計画の見直しを行い、次年度にあたる2026年6月期と最終年度にあたる2027年6月期の営業利益を0.5億円上乗せし22.5億円、24億円をそれぞれ目指すことといたしました。なお、売上高は当初の目標を継続して目指してまいります。

(中期経営計画：進捗状況と次年度以降の計画見直し)

	2025年6月期		2026年6月期	2027年6月期
	計画	実績	計画（見直し後）	計画（見直し後）
売上高	270億円	268.9億円	285億円	300億円
営業利益	20.5億円	21.7億円	<b>22.5億円</b>	<b>24億円</b>
営業利益率	7.6%	8.1%	<b>7.9%</b>	<b>8.0%</b>

## (6) 対処すべき課題

当社グループは事業環境や顧客ニーズ、企業価値等のあらゆる変化に対応していくため、経営方針に沿って課題解決に向けた戦略・施策を積極的に実施しています。経営方針は、以下の3つの推進方針（①～③）と2つの達成方針（④～⑤）を掲げており、推進方針に沿って各種施策を強化し、達成方針の実現を目指しております。

- ① 事業環境の変化に適応し、新領域へ挑戦
- ② 特化型SEの育成推進
- ③ サステナビリティ経営の推進
- ④ Trust relationship強化で、お客様の事業拡大への貢献
- ⑤ プライムビジネスの更なる拡大

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）を終えての各課題の内容及び対応策は、以下のとおりであります。

### ① 事業環境の変化に適応し、新領域へ挑戦についての課題

IT業界を取り巻く事業環境は日々変化を続けており、近年では生成AIやIoTをはじめ、企業がDXを実現するための新しい技術や仕組みが生み出され続けています。同時に社会のITへのニーズも旺盛かつ多様化しており、それらの需要に素早く対応することが、IT企業に求められています。これまでの企業固有なシステムの独自開発から、パッケージ製品や汎用的なサービスを活用してシステム構築するケースも増えております。労働市場においては、国内では人口減少・少子高齢化が進む中、業界内ではIT人材の需要が増加しており、その確保が困難になってきております。

当社グループにおきましては、これらのITニーズの変化を機会と捉え、得意とする独自開発を維持しつつ、パッケージ製品や汎用的なサービスへの対応に取り組んでまいります。また、IT人材の確保に対応するため、国内においては引き続き新卒・経験者の採用活動に尽力するとともに、海外のIT人材の活用に努めてまいります。

### ② 特化型SEの育成推進についての課題

事業環境の変化に適応するためには、個々の技術者の技術力、プロジェクトマネジメント能力、業種業界に特化したノウハウや経験等を有する人材の育成が重要であります。

当社グループにおきましては、これらの能力に特化したスペシャリストの育成を推進するため、社員の能力に合わせたキャリアアップを推進し、個々のスキルアップを図ります。教育体制の強化に加え人材開発面への投資も行なってまいります。また、研究開発の成果やプロジェクトマネジメント等に関するナレッジを蓄積し、社員への共有を促進し、全社員の能力向上の効率化を図ります。

### ③ サステナビリティ経営の推進についての課題

当社グループは、社員やお客様等、当社を取り巻くすべてのステークホルダーにより事業活動が成立すると考えております。また、長期的な視点で社会の持続可能性に配慮したサステナビリティ経営を目指し、これまでもさまざまな取り組みを続けてまいりました。

このような状況の中、当社グループは今後もより一層、社会の持続可能性に配慮した企業活動を推進する所存です。事業活動として多種多様な領域へ情報技術を提供することにより人々の利便性向上を実現し、また、健康経営やダイバーシティ、CSR等の取り組みを強化することで当社に関わるすべてのステークホルダーのサステナビリティに貢献し、企業価値の向上を図ってまいります。

### ④ Trust relationship強化で、お客様の事業拡大への貢献についての課題

当社グループは、各分野で付加価値の高い情報システムを提供することでお客様から信頼を獲得し、長く取引を継続していただくことをビジネスの基本としております。当連結会計年度では、Slerからの受注が堅調に推移し、Sler売上高及びSler売上高比率が増加いたしました。

今後もこの関係性を維持強化したうえで、お客様の事業拡大により一層貢献できるパートナーを目指してまいります。また、システム開発のみならず、ソリューションやコンサルティング等の上位レイヤーから運用保守のレイヤーまで、幅広くワンストップでサービス提供することで、お客様との信頼関係をより一層強化してまいります。さらに、お客様のビジネスの変化にも対応するため、お客様の事業戦略を理解し、お客様の事業拡大に貢献できるよう努めてまいります。

### ⑤ プライムビジネスの更なる拡大についての課題

当社グループは、プライム案件の受注拡大を推進し、取り組んでまいりました。当連結会計年度では、製品・サービス、ソリューションの事業領域を一定量拡大することができましたが、Sler案件の受注増に加え、一部プライム案件において想定以上の工数を要したことで、計画どおりに拡大ができなかったことにより、プライム売上高及びプライム売上高比率が減少する結果となりました。

プライムビジネスの更なる拡大を図るため、事業変化への対応や特化型SEの育成を通じて、お客様からの受注拡大を推進してまいります。製品・サービス、ソリューションにおきましては、新たな製品開発のための投資や、展示会への出展や販促等のPR活動を強化し拡販を図るほか、業務提携先との連携による海外マーケットへの進出をより一層推進してまいります。

## (7) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

当社グループが行っている事業である「システム開発及びシステム開発に関連するサービス（システム開発等）」の売上品目は以下のとおりであります。

- ① システム開発
- ② コンサルテーション及び調査研究
- ③ システム／パッケージ・インテグレーション・サービス
- ④ その他

## (8) 主要な事業所（2025年6月30日現在）

## ① 当社

名 称	所 在 地
本社	神奈川県横浜市
北海道支社	北海道札幌市
東京事業所	東京都中央区
中部事業所	愛知県名古屋市
関西事業所	大阪府大阪市
九州支社	福岡県福岡市

## ② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社C I Jネクスト	東京都品川区
株式会社カスタネット	福岡県福岡市
日本ファイナンシャル・エンジニアリング株式会社	東京都中央区
株式会社a-LINK	神奈川県横浜市
株式会社i-BRIDGE	神奈川県横浜市
i-BRIDGE Systems Philippines, Inc.	フィリピン パシグ市
日伸ソフトウエア株式会社	東京都渋谷区
株式会社アドバンスソフト	愛知県名古屋市

## (9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金の額	出資比率	主な事業内容
株式会社C I Jネクスト	100百万円	100.0%	システム開発
株式会社カスタネット	100百万円	100.0%	システム開発
日本ファイナンシャル・エンジニアリング株式会社	30百万円	100.0%	システム開発
株式会社a-LINK	50百万円	100.0%	システム開発
株式会社i-BRIDGE	50百万円	100.0%	システム開発
日伸ソフトウエア株式会社	24百万円	100.0%	システム開発
株式会社アドバンスソフト	10百万円	100.0%	システム開発

- (注) 1. 株式会社a-LINKは、2024年12月20日付で増資を行い、資本金が増加しております。  
 2. 株式会社i-BRIDGEは、2024年12月20日付で増資を行い、資本金が増加しております。  
 3. 当社は2024年10月31日付けで株式会社アドバンスソフトの株式を80%取得し、同社は当社の連結子会社となりました。また、2024年12月18日付けで簡易株式交換により同社の残り株式を取得し、同社は当社の完全子会社となりました。

(10) 企業集団の従業員の状況 (2025年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,677名	57名増	38.7歳	13.6年

- (注) 1. 従業員数には、役員、嘱託社員、臨時従業員は含みません。  
2. 当社グループはシステム開発等の単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

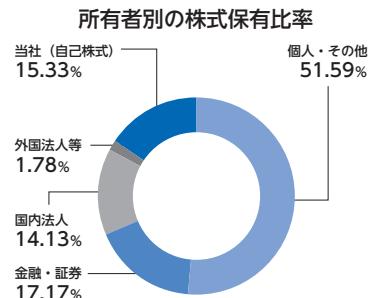
借入先	借入金残高
株式会社横浜銀行	200百万円
株式会社三井住友銀行	110百万円
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円
三井住友信託銀行株式会社	100百万円

- (注) 借入金残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 190,080,000株
- ② 発行済株式の総数 66,798,288株  
(自己株式10,241,966株を含む。)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 20,053名
- ⑤ 大株主（上位10名）



株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,764,200	11.96
光通信株式会社	4,411,800	7.80
C I J 社員持株会	2,342,007	4.14
株式会社NTTデータ	1,710,720	3.02
株式会社UH Partners 2	1,699,960	3.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,409,600	2.49
株式会社エスアイエル	1,352,160	2.39
大鹿 正彦	1,185,306	2.09
東洋証券株式会社	1,174,692	2.07
中野 正三	1,084,752	1.91

- (注) 1. 当社は自己株式10,241,966株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

⑦ 自己株式の取得状況

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上並びに株主価値の向上を図るため、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

取得期間	決定機関	取得株式数	取得総額
2024年11月1日～ 2025年2月25日	取締役会	1,090,400株	499,995,700円
2025年4月28日～ 2025年6月23日	取締役会	412,700株	199,999,400円

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	坂元昭彦	株式会社カスタネット代表取締役社長
取締役 常務執行役員	茨木暢靖	ADM本部長 兼 事業推進本部長 兼 高度技術長
取締役 常務執行役員	川上 淳	営業統括本部長 兼 グローバルビジネス・デジタルソリューション R & D推進本部長 株式会社C I Jネクスト代表取締役会長
取上席執行役員	久保重成	デジタルイノベーションビジネス事業部長
取締役 執行役員	白須英大	経営戦略本部長 株式会社 i - B R I D G E 代表取締役社長
取締役	川島祐治	株式会社システムコーディネイト取締役社長
取締役	任田信行	
取締役	花川典子	阪南大学総合情報学部企業情報研究科教授
常勤監査役	秋山達也	
監査役	吉野松樹	
監査役	植木英次	株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役川島祐治氏、任田信行氏及び花川典子氏は社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役秋山達也氏、監査役吉野松樹氏及び植木英次氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役川島祐治氏、任田信行氏及び花川典子氏、常勤監査役秋山達也氏、監査役吉野松樹氏及び植木英次氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 取締役櫻井宏和氏及び大谷真氏、監査役田邊仁一氏は2024年9月19日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、以後、適宜改定を行っております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容に関して独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会（委員長は独立社外取締役）へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、指名・報酬委員会による客観的な視点からの答申を踏まえて、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ② 取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針の内容

当社取締役の役員報酬体系は、固定報酬（基本）、年次インセンティブ（業績連動報酬等）及び中長期インセンティブ（在任時株式支給、退任時株式支給）から構成されております。

- ・固定報酬（基本）は、役位ごとの役割の大きさと責任範囲に応じた基本報酬額とし、同業、同規模企業の支給額を踏まえ適切な水準としております。
- ・年次インセンティブ（業績連動報酬等）は、前年度の売上高、利益などの達成度に基づき、一定の計算式を用いて算出しております。売上高、利益などを用いる理由は、売上高、利益などの増加が中長期的な株主資本の増加につながり、企業の持続的発展として株主の意向に沿うものと認識するためであります。
- ・中長期インセンティブ（在任時株式支給、退任時株式支給）は、中長期的な企業価値の向上の観点から在任時株式支給と退任時株式支給から成っています。在任時株式支給としては、当社株式取得のための役員持株会拠出金の払い込みに充てる原資とする金銭報酬としております。退任時株式支給としては、譲渡制限付株式（RS）を交付する非金銭報酬としております。

なお、社外取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から業績との連動は行わず、固定報酬のみを支給します。

#### ③ 監査役の報酬方針

監査役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で各監査役間の協議により決定しております。その職責が取締役執行の監査であることから、業績連動の報酬は支給しないこととしております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等 の総額 (百万円)	内訳						支給 人数 (名)
		金銭報酬 (百万円)				非金銭報酬 (百万円) (譲渡制限付株式)		
		固定報酬	業績連動 報酬等	在任時 株式支給	合計	退任時 株式支給	合計	
取締役 (うち社外 取締役)	148 (19)	102 (19)	16 (-)	17 (-)	136 (19)	12 (-)	12 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外 監査役)	17 (17)	17 (17)	- (-)	- (-)	17 (17)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外 役員)	165 (36)	119 (36)	16 (-)	17 (-)	153 (36)	12 (-)	12 (-)	14 (8)

- (注) 1. 2024年9月19日開催の第49回定時株主総会において取締役の金銭報酬による報酬限度額は年額2億8千万円以内(うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内)と決議いただいております。第49回定時株主総会終結時点での取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)であります。また、金銭報酬とは別枠で、2021年9月16日開催の第46回定時株主総会において取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠は、年間35千株以内と決議いただいております(なお、株式数の上限は2022年4月1日付けで実施した普通株式1株につき1.2株の株式分割、2023年4月1日付けで実施した普通株式1株につき2株の株式分割及び2024年4月1日付けで実施した普通株式1株につき1.5株の株式分割による調整後、年間126千株以内となっております。)。第46回定時株主総会終結時点での取締役(社外取締役を除く。)の員数は6名であります。
2. 1999年9月17日開催の第24回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年額3千万円以内と決議いただいております。第24回定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。
3. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役3名)、監査役は3名(うち社外監査役3名)であります。なお、上表には2024年9月19日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)、監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標は前連結会計年度(第49期)の売上高、利益の各項目であり、その実績は事業報告「1 企業集団の現況に関する事項(4) 財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
5. 取締役会は、代表取締役坂元昭彦に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた評価による業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
6. 当事業年度における非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式(RS)の交付における当期の費用計上額であります。

## 4 社外役員に関する事項

### (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については「3 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

### (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要
社外取締役	川島 祐治	16回/16回 (100%)	— (—)	当社の業務執行者から独立した立場で議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を行っており、透明性の高い経営の実現に寄与するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	任田 信行	16回/16回 (100%)	— (—)	当社の業務執行者から独立した立場で議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を行っており、透明性の高い経営の実現に寄与するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	花川 典子	16回/16回 (100%)	— (—)	当社の業務執行者から独立した立場で議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を行っており、透明性の高い経営の実現に寄与するための適切な役割を果たしております。

区分	氏名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要
社外監査役	秋山 達也	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)	当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて、法令及び定款遵守に係る見地から発言を行っております。
社外監査役	吉野 松樹	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)	当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて、法令及び定款遵守に係る見地から発言を行っております。
社外監査役	植木 英次	11回/12回 (91.7%)	10回/10回 (100%)	当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて、法令及び定款遵守に係る見地から発言を行っております。

(注) 各氏の取締役会及び監査役会への出席回数は、在任期間中の開催回数に基づきます。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき、監査役会による会計監査人の解任を行うほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を監査役会が決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会決議によって制定しております内部統制システムの基本方針に定める、業務の適正を確保するための体制及び方針は以下のとおりであります。

#### 内部統制システムの基本方針

当社は「情報技術で人と社会にやさしい未来を創造します」を企業理念とし、下記の経営理念に基づいて企業活動を行う。

- ① 情報技術でお客様の発展に貢献します
  - ② 世界に認められる技術や魅力ある製品の開発を目指します
  - ③ 環境の変化を先取りし、進化し成長します
  - ④ 社員の能力発現や自己実現への挑戦を支援します
  - ⑤ 効率的で透明性の高い経営に努めます
- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業倫理・企業の社会的責任について示した「CIJグループ行動憲章」及び「CIJグループ行動規範」、その他社内規程を定め、当社グループの取締役及び使用人はその内容を遵守する。
  - ロ. 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等の内部統制における課題の抽出、管理を行う機関として位置付ける。また、内部統制委員会の活動状況は定期的に取締役会に報告する。
  - ハ. 取締役の任期は1年とし経営環境の変化に対応できるようにするとともに、取締役会は社外取締役を含む取締役から構成し、取締役会の公正性と透明性を確保する。なお、取締役の職務執行状況の報告と監督を行うため、取締役会は毎月1回以上開催する。
  - ニ. 業務執行部門から独立した当社の内部監査部門は、当社グループ全体の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - ホ. 「内部通報制度運用規程」等の社内規程に基づき、法令や企業倫理に反する行為等について会社内部における通報または会社外部に通報した者に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。
  - ヘ. 当社グループの取締役及び使用人は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 「文書管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）を適切に保存、管理する。

- . 「情報セキュリティ基本方針」及び情報セキュリティマネジメントシステムに関する社内規程に基づき、情報を安全かつ適切に管理・利用するための体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を統括責任者として、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク全般の管理及びリスク発生時の対応を迅速かつ確に行える体制を整備する。
  - . 「事業継続計画書」に基づき、自然災害等の不測の事態においても事業の継続を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 「取締役会規程」等の社内規程に基づき、裁決権限を明確にし、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - . 執行役員制度を導入し、取締役会決定事項以外の重要事項の決定と執行を行わせることで、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割・責任の明確化、業務執行の迅速化を図る。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は当社子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき当社子会社を管理する。当社子会社の取締役は、その職務の執行に係る事項について当社に報告を行う。
  - . 当社から当社子会社への取締役・監査役の派遣、毎月1回定期的に開催する子会社社長会での業務報告・意見交換及び当社内部監査部門による定期的な監査によって、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - ハ. 法令を遵守し健全なグループ経営を行うため、当社子会社に対し当社と整合性をもった社内規程や各種マネジメント体制の整備を要請し、指導する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人の必要性を認めた場合は、取締役と監査役がその設置について協議し、その人事については取締役と監査役が協議決定する。
  - . 監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は取締役会、執行役員会及び予算会議等において定期的に監査役に対し重要な職務の遂行状況を報告する。また、子会社の取締役及び使用人は子会社社長会等において定期的に監査役に対し重要な職務の遂行状況等を報告する。

- . 「内部通報制度運用規程」等の社内規程に基づき、当社グループの取締役及び使用人等から通報を受けた通報先は、その内容について遅滞なく監査役に報告することとする。また、当社グループは通報者に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査役は代表取締役社長と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通を行う。また、監査役は内部監査部門及び会計監査人等との連携を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。
  - . 当社は監査役の職務の執行にあたり必要な費用について、監査役の請求等に従い処理を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を4回開催し、活動状況を取締役会に報告いたしました。
  - ・取締役の任期は定款に定めるとおり、1年としております。取締役会は社外取締役3名を含む8名の取締役と3名の社外監査役で構成しております。取締役会による毎月1回の定例会議を12回、臨時会議を4回開催し、社外役員を含む取締役及び監査役は高い出席率のもと、付議事項について活発な審議を尽くしました。
  - ・業務執行部門から独立した内部監査部門により当社グループ全体の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。
  - ・「内部通報制度運用規程」により、従業員等が内部通報をした場合に不利益を被ることを防止する旨を明確に規定しております。内部通報が発生した場合においても、「内部通報制度運用規程」等の社内規程に基づき、代表取締役社長及び監査役へ迅速な報告を行い、綿密な調査及び事実確認を行っております。なお、当事業年度においては法令に反する行為はありませんでした。
  - ・反社会的勢力及び団体との関係排除のため、取引先とは、反社会的勢力排除に関する条項を含んだ契約を締結しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・開催したすべての取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しております。
  - ・情報セキュリティマネジメントシステムに基づくセキュリティ監査を実施し、情報（資料・議事録）を安全かつ適切に管理していることを確認いたしました。

- ③ 損失の危険の管理に対する規程その他の体制
- ・「リスク管理規程」に基づき、内部統制委員会において管理対象リスクの対策状況を確認しました。
  - ・「事業継続計画書」及び災害等発生時の現地における対応を策定した「災害等対応マニュアル」に基づき運用しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会規程」、「決裁権限規程」、「規程類取扱規程」により取締役会の決裁権限を明確にしております。取締役会において特に重要な議案は、事前に出席者に資料を配布し、検討の時間を十分に確保しております。また、資料はすべて電子化することで、更に効率化を図っております。さらに、取締役会機能の更なる向上のため、取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認いたしました。
  - ・取締役会から業務執行の委任を受けた執行役員会による定例会議を12回、臨時会議を2回開催いたしました。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社取締役より職務の執行に係る事項について必要な報告を受け、子会社の管理を適切に行っております。
  - ・各子会社には当社より取締役・監査役の派遣を行っており、子会社各社の状況を把握し、問題が発生した際は適切に対処するよう体制を構築しております。また、毎月1回定期的に開催する子会社社長会で業務報告及び意見交換を行い、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認しております。
  - ・当社の取締役会または執行役員会にて、各種規程やマネジメント体制の変更が決議された場合は、子会社へ速やかに通達し、親会社にあわせた変更を行うよう指導しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置の要請はありません。

- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役は取締役会、執行役員会、予算会議及び子会社社長会に出席し、当社及び当社子会社の取締役・使用人等から、重要な職務の遂行状況を聴取し、確認しております。
  - ・ 当社は、通報を理由に不利な取扱いを受けないことを定めた内部通報等に関する社内規程を整備し、子会社を含む取締役、使用人等に周知しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は代表取締役社長と定期的な会合を4回、内部監査部門との定期的な会合を4回、会計監査人との定期的な会合（レビュー、その他報告を含む。）を7回開催いたしました。これにより、それぞれ適切な意思疎通を行うことで監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。
  - ・ 監査役の職務の執行に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理いたしました。

### (3) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社におきましては、経営権の異動は株主が決定するという基本的な考え方のもと、企業価値及び株主共同の利益を向上させることこそが、最も合理的な同意なき買収への対抗措置につながるものと認識しており、現時点においては特別な対抗措置は導入しておりません。

今後も企業価値及び株主共同の利益の向上に注力してまいりますが、同時に、株主から負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者が現れることを想定し、当社の株式取引や異動の状況を常に注視し、かつ社会情勢等の変化に十分注意しながら、継続的に同意なき買収への対抗措置の必要性も含めた検討を進めてまいります。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当維持を基本としながら、業績と財務状況等を総合的に勘案し、剰余金の配当等による利益還元を目指しております。

2025年6月期（当連結会計年度）の年間配当金につきましては、1株あたり15円とさせていただきます。また、2026年6月期（次連結会計年度）の年間配当金につきましては、1株あたり16円を予想しております。

内部留保資金につきましては、将来の成長分野への設備投資や経営基盤強化及び事業拡大に伴う資金需要に活用するとともに、キャッシュ・フロー重視の経営を推進し、経営基盤の一層の強化を通して株主の皆様のご期待にお応えするために、適切な割合を確保させていただく所存であります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めており、取締役会の決議によって剰余金の配当を決定しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,633,681</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,998,890</b>
現金預金	8,830,862	買掛金	978,586
売掛金	3,582,323	短期借入金	620,004
契約資産	521,004	1年内返済予定の長期借入金	10,008
有価証券	408,316	未払金	666,898
商品及び製品	811	未払法人税等	492,121
仕掛品	17,951	契約負債	86,542
原材料及び貯蔵品	5,473	賞与引当金	475,764
その他	266,937	品質保証引当金	12,421
<b>固定資産</b>	<b>5,043,163</b>	その他	656,542
<b>有形固定資産</b>	<b>327,817</b>	<b>固定負債</b>	<b>161,506</b>
建物及び構築物	286,578	長期借入金	17,474
土地	448	退職給付に係る負債	43,685
工具、器具及び備品	40,790	その他	100,347
<b>無形固定資産</b>	<b>1,215,862</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,160,397</b>
ソフトウェア	271,380	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	758,061	<b>株主資本</b>	<b>14,251,081</b>
顧客関連資産	165,300	資本金	2,270,228
その他	21,120	資本剰余金	2,667,151
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,499,483</b>	利益剰余金	11,648,434
投資有価証券	2,363,978	自己株式	△2,334,732
繰延税金資産	285,086	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>265,366</b>
その他	856,229	その他有価証券評価差額金	257,062
貸倒引当金	△5,810	為替換算調整勘定	8,303
<b>資産合計</b>	<b>18,676,844</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,516,447</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>18,676,844</b>

(注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		26,899,791
売上原価		21,278,391
<b>売上総利益</b>		<b>5,621,399</b>
販売費及び一般管理費		3,451,019
<b>営業利益</b>		<b>2,170,380</b>
営業外収益		
受取利息・配当金	42,247	
助成金収入	7,519	
為替差益	1,461	
その他	7,431	58,659
営業外費用		
支払利息	4,785	
長期前払費用償却	15,191	
その他	4,721	24,697
<b>経常利益</b>		<b>2,204,341</b>
特別利益		
保険解約返戻金	7,351	
投資有価証券売却益	39,553	46,905
特別損失		
投資有価証券評価損	4,928	4,928
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,246,318</b>
法人税、住民税及び事業税	771,577	
法人税等調整額	△21,020	750,556
<b>当期純利益</b>		<b>1,495,762</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,495,762</b>

(注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,834,519</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,425,190</b>
現金預金	2,716,683	買掛金	595,988
売掛金	2,128,775	短期借入金	620,000
契約資産	420,217	未払金	232,547
有価証券	400,000	未払法人税等	215,967
商品及び製品	811	未払消費税等	115,472
仕掛品	3,617	預り金	190,707
原材料及び貯蔵品	5,400	契約負債	69,317
前渡金	6,542	賞与引当金	297,469
前払費用	124,171	品質保証引当金	12,421
その他	28,301	その他	75,299
<b>固定資産</b>	<b>10,936,200</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,425,190</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>270,176</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	244,996	<b>株主資本</b>	<b>14,133,011</b>
工具、器具及び備品	25,180	<b>資本金</b>	<b>2,270,228</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>148,045</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>2,481,075</b>
ソフトウェア	136,227	資本準備金	2,277,617
その他	11,817	その他資本剰余金	203,458
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,517,978</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>11,716,441</b>
投資有価証券	1,821,106	利益準備金	48,330
関係会社株式	8,045,163	その他利益剰余金	11,668,110
差入保証金	374,270	別途積立金	3,751,000
繰延税金資産	82,123	繰越利益剰余金	7,917,110
その他	201,125	<b>自己株式</b>	<b>△2,334,732</b>
貸倒引当金	△5,810	<b>評価・換算差額等</b>	<b>212,518</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,770,720</b>	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>212,518</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>14,345,530</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>16,770,720</b>

(注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		14,976,823
売上原価		11,640,102
<b>売上総利益</b>		<b>3,336,720</b>
販売費及び一般管理費		2,204,156
<b>営業利益</b>		<b>1,132,564</b>
営業外収益		
受取利息・配当金	1,559,608	
その他	11,632	1,571,240
営業外費用		
支払利息	4,552	
長期前払費用償却	9,364	
その他	3,858	17,775
<b>経常利益</b>		<b>2,686,029</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	37,800	37,800
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,723,829</b>
法人税、住民税及び事業税	338,533	
法人税等調整額	△8,193	330,340
<b>当期純利益</b>		<b>2,393,489</b>

(注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

株式会社 C I J  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田坂 真子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高木 修  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C I Jの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C I J及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

株式会社 C I J  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田坂 真子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高木 修  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C I Jの2024年7月1日から2025年6月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月12日

株式会社C I J 監査役会

常 勤 監 査 役 秋 山 達 也 ㊟  
監 査 役 吉 野 松 樹 ㊟  
監 査 役 植 木 英 次 ㊟

(注) 常勤監査役秋山達也、監査役吉野松樹及び植木英次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主優待のご案内

株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、当社株式への投資の魅力を高めることを目的として、株主優待制度を設けております。

### ◎対象株主様

毎年12月31日現在の当社株主名簿に記載された200株以上かつ1年以上保有の株主様。

### ◎株主優待品

ご保有の株式数及び保有年数に応じて、「当社オリジナルクオカード」を贈呈させていただきます。

保有株式数／保有年数	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
200株以上～1,000株未満	なし	500円分	500円分
1,000株以上～2,000株未満	なし	1,000円分	1,000円分
2,000株以上～10,000株未満	なし	2,000円分	4,000円分
10,000株以上	なし	3,000円分	6,000円分

### 当社オリジナルクオカード (デザインは毎年異なります)



### ◎贈呈時期

毎年2月末に発送、3月上旬にお届けしております。

## 投資家向けホームページのご案内

当社の事業や業績をより多くの方にご理解いただけるよう、当社ホームページ内に投資家の皆様向けの専用ページを開設しております。  
是非ご利用ください。

URL : <https://www.cij.co.jp/ir/>



当社のホームページは、スマートフォンからもご参照いただけます。



# 株主総会会場ご案内図

会場 横濱ゲートタワー17階 当社セミナールーム

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号 電話：(045) 222-0555 (代表)



交通の  
ご案内

横浜駅東口より「G出口」を經由した場合、徒歩6分  
みなとみらい線新高島駅「1番出口」より徒歩1分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。



株主総会へご出席の株主様への「お土産」  
はございません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。